

(仮称) 健幸づくり条例 (素案) 新旧対照表

新	旧
<u>生涯にわたって健やかに自分らしく幸せに暮らし続けることは、市民にとって共通の願いです。その実現に向けて、市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、主体的に「健幸づくり」に取り組むとともに、個人の健康を支え、いきいきと幸せに暮らすことができる環境づくりを社会全体で取り組んでいくため、本市は平成30年に「健幸都市いわくら」を宣言しました。</u> <u>わたしたちのまち岩倉では、市民、地域団体、市民活動団体等が幅広い分野で自主的・自発的な活動を行い、また協働を重視したまちづくりを進めています。</u> <u>市民共通の願いである生涯にわたり健康で幸せな暮らしの実現のためにも、市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者の協働による「健幸づくり」の推進が重要です。そのような協働を通じて得られる、地域における交流や社会参加による人と地域とのつながりや絆も、岩倉の「健幸づくり」を推進する原動力です。</u> <u>このような認識のもと、「健幸づくり」に関わる人々が、それぞれの役割を果たすことにより、市民一人ひとりが五条川の桜のような満開の笑顔のもと、いつまでも健やかに自分らしく、いきいきと幸せに暮らし続けることができる「健幸都市いわくら」を実現するために、ここに岩倉市健幸づくり条例を制定します。</u> 第1章 総則 <u>(目的)</u> 第1条 この条例は、「健幸づくり」の基本理念を定め、並びに市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者の役割を明らかにするとともに、「健幸づくり」に関する施策の基本となる事項を定めることにより、「健幸都市いわくら」の実現に寄与することを目的とします。 <u>(定義)</u> 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) 健幸づくり 市民が生涯にわたり心身ともに健康で、自分らしくいきいきと幸せに暮らすための取組をいいます。 (2) 健康 心身ともに健やかな状態であることをいいます。 (3) 協働 市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者が健幸づくりを推進するために、相互の立場、特性等を認め合い、尊重しながら、それぞれが役割と責任を持って、その特性、能力等を発揮しつつ、共に考え、行動することです。 (4) 市民 市内に居住する者、市内に通勤若しくは通学する者又は市内で活動を行う者をいいます。	<u>いつまでも健やかに自分らしく幸せに暮らし続けることは、市民にとって共通の願いです。その実現に向けて、市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、主体的に健幸づくりに取り組むとともに、個人の健康を支え、いきいきと幸せに暮らすことができる環境づくりを社会全体で協働により取り組んでいくため、平成30年12月1日に健幸都市宣言を行いました。</u> <u>わたしたちのまち岩倉は、まちの中央を流れる五条川とその桜並木をはじめ、郊外に広がる田畑など、身近に自然が感じられるまちです。この自然の中で季節を感じながら身体を動かすことを楽しみ、旬の野菜を味わい、人と人とのきずなが豊かなところの育みにつながっています。</u> <u>地域における交流や社会参加による人と地域とのつながりやきずなが、生きがいや幸せな暮らしにつながっていくことから健幸づくりを市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者が一体となって推進することが重要です。</u> <u>このような認識のもと、健幸都市いわくらを目指して、市民が満開の笑顔のもと、だれもがいつまでも健やかに自分らしくいきいきと幸せに暮らし続けることを実現するために、ここに岩倉市健幸づくり条例を制定します。</u> 第1章 総則 <u>(趣旨)</u> 第1条 この条例は、<u>市民の健幸づくり</u>の基本理念を定め、並びに市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者の役割を明らかにするとともに、<u>市民の健幸づくりに関する施策の基本となる事項に関し、必要な事項を定めるものとします。</u> <u>(定義)</u> 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) 健幸づくり 市民が生涯にわたり心身ともに健康で、自分らしくいきいきと幸せに暮らすための取組をいいます。 (2) 健康 心身ともに健やかな状態であることをいいます。 (3) 協働 市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等、保健医療福祉関係者が<u>主体的・自発的に</u>健幸づくりを推進するために、相互の立場、特性等を認め合い、尊重しながら、それぞれが役割と責任を持って、その特性、能力等を発揮しつつ、共に考え、行動することです。 (4) 市民 市内に居住する者、市内に通勤若しくは通学する者<u>または</u>市内で活動を行う者をいいます。

新	旧
(5) <u>地域団体</u> 地域で生活することを縁とし、<u>地域での生活場面を通してつながりを持って活動を行っている組織を</u>いいます。 (6) <u>市民活動団体</u> 特定のテーマに対する共感によってつながりを持つ非営利団体をいいます。 (7) <u>事業者</u> 市内で事業活動を行う者又は法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)をいいます。 (8) <u>学校等</u> 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する学校及び市内の保育所、認定こども園等の就学前児童が通所する施設をいいます。 (9) <u>保健医療福祉関係者</u> 市内で保健医療福祉サービスを提供する者又は法人その他の団体をいいます。 (基本理念) 第3条 健幸づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。 (1) 市民は、自らの健康や生活習慣に関心を持ち、心身の状態をより良くするよう、健幸づくりを推進するための活動に主体的に取り組むよう努めるものとします。 (2) 市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、<u>学校等及び保健医療福祉関係者</u>は相互に連携を図りつつ、市民の個性を尊重し、健幸づくりを協働により推進するものとします。 (市の役割) 第4条 市は、市民の健幸づくりの推進に関する施策を実施するものとします。 2 市は、<u>前項の施策</u>の実施に当たっては、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者と連携及び協働により、市民が継続的に健幸づくりに取り組めるよう、社会全体で個人の健康を支え、いきいきと幸せに暮らすことができる環境の整備に取り組むよう努めるものとします。 (市民の役割) 第5条 市民は、自らの健康に積極的に関心を持ち、<u>健康状態やライフステージに応じて</u>、心身の状態をより良く保てるよう、<u>市民一人ひとりが主体的に健幸づくりに</u>努めるものとします。 2 市民は、健幸づくりに関する理解を深めるとともに、市、地域、職場、学校等において行われる健幸づくりに資する<u>事業及び活動</u>に積極的に参加するよう努めるものとします。 (地域団体の役割) 第6条 地域団体は、地域のつながりを<u>生</u>かし、市民の健幸づくりを促す活動に取り組むよう努めるものとします。 2 地域団体は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び市民活動団体、事業者、学校等又は保健医療福祉関係者が行う健幸づくりに資する活動に協働により取り組むよう努めるものと	(5) <u>事業者</u> 市内で事業活動を行う者又は法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)をいいます。 (6) <u>学校等</u> 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する学校及び、市内の保育所、認定こども園等の就学前児童が通所する施設をいいます。 (7) <u>保健医療福祉関係者</u> 市内で保健医療福祉サービスを提供する者又は法人その他の団体をいいます。 (基本理念) 第3条 健幸づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。 (1) 市民は、自らの健康や生活習慣に関心を持ち、心身の状態をより良くするよう、健幸づくりを推進するための活動に主体的に取り組むよう努めるものとします。 (2) 市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、<u>学校等、保健医療福祉関係者</u>は相互に連携を図りつつ、市民の個性を尊重し、健幸づくりを協働により推進するものとします。 (市の役割) 第4条 市は、市民の健幸づくりの推進に関する施策を実施するものとします。 2 市は、<u>前項の規定による施策</u>の実施に当たっては、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者と連携及び協働により、市民が継続的に健幸づくりに取り組めるよう、社会全体で個人の健康を支え、いきいきと幸せに暮らすことができる環境の整備に取り組むよう努めるものとします。 (市民の役割) 第5条 市民は、自らの健康に積極的に関心を持ち、心身の状態をより良く保てるよう、主体的に<u>健幸づくりを行うこと</u>に努めるものとします。 2 市民は、健幸づくりに関する理解を深めるとともに、市、地域、職場、学校等において行われる健幸づくりに資する<u>活動</u>に積極的に参加するよう努めるものとします。 (地域団体の役割) 第6条 地域団体は、地域のつながりを<u>活</u>かし、市民の健幸づくりを促す活動に取り組むよう努めるものとします。 2 地域団体は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び、市民活動団体、事業者、学校等又は保健医療福祉関係者が行う健幸づくりに資する活動に協働により取り組むよう努めるものと

新	旧
ます。 （市民活動団体の役割） 第7条 市民活動団体は、自らの持つ知識及び専門性を<u>生</u>かし、市民の健幸づくりを促す活動に取り組むよう努めるものとします。 2 市民活動団体は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び地域団体、事業者、学校等又は保健医療福祉関係者が行う健幸づくりに資する活動に協働により取り組むよう努めるものとします。 （事業者の役割） 第8条 事業者は、従業員が健幸づくりに取り組むことができる職場の環境の整備に努めるものとします。 2 事業者は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び地域団体、市民活動団体、学校等又は保健医療福祉関係者が行う健幸づくりに資する活動に協働により取り組むよう努めるものとします。 （学校等の役割） 第9条 学校等は、児童、生徒、園児等に対し、健幸づくりに取り組みやすい環境の整備に努めるものとします。 2 学校等は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び地域団体、市民活動団体、事業者又は保健医療福祉関係者が行う健幸づくりに資する活動に協働により取り組むよう努めるものとします。 （保健医療福祉関係者の役割） 第10条 保健医療福祉関係者は、自らの活動を通じて<u>市民に</u>保健医療福祉に関する正しい情報を提供し、<u>また市民がそれぞれの個人の状態に応じた適切な保健医療福祉サービスの提供を受けられるよう努めるものとします。</u> 2 保健医療福祉関係者は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び地域団体、市民活動団体、事業者又は学校等が行う健幸づくりに資する活動に協働により取り組むよう努めるものとします。 第2章 健幸づくりを推進する基本的施策 （からだの健康<u>を通じて</u>健幸づくりを推進する施策） 第11条 市は、からだの健康<u>を通じて</u>健幸づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。	します。 （市民活動団体の役割） 第7条 市民活動団体は、自らの持つ知識及び専門性を<u>活</u>かし、市民の健幸づくりを促す活動に取り組むよう努めるものとします。 2 市民活動団体は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び<u>、</u>地域団体、事業者、学校等又は保健医療福祉関係者が行う健幸づくりに資する活動に協働により取り組むよう努めるものとします。 （事業者の役割） 第8条 事業者は、従業員が健幸づくりに取り組むことができる職場の環境の整備に努めるものとします。 2 事業者は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び<u>、</u>地域団体、市民活動団体、学校等又は保健医療福祉関係者が行う健幸づくりに資する活動に協働により取り組むよう努めるものとします。 （学校等の役割） 第9条 学校等は、児童、生徒、園児等に対し、健幸づくりに取り組みやすい環境の整備に努めるものとします。 2 学校等は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び<u>、</u>地域団体、市民活動団体、事業者又は保健医療福祉関係者が行う健幸づくりに資する活動に協働により取り組むよう努めるものとします。 （保健医療福祉関係者の役割） 第10条 保健医療福祉関係者は、自らの活動を通じて保健医療福祉に関する正しい情報を提供し、市民が<u>適切にサービスを受けられるよう努めるものとします。</u> 2 保健医療福祉関係者は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び<u>、</u>地域団体、市民活動団体、事業者又は学校等が行う健幸づくりに資する活動に協働により取り組むよう努めるものとします。 第2章 健幸づくりを推進する基本的施策 （からだの健康<u>から</u>健幸づくりを推進する施策） 第11条 市は、からだの健康<u>から</u>健幸づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

新	旧
(1) 生活習慣病予防等のための知識の普及啓発に関すること。 (2) 健康診査、がん検診等及び保健指導の推進に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、からだの健康を通じて健幸づくりを推進するために必要な施策に関すること。 (歯と口腔の健康を通じて健幸づくりを推進する施策) 第12条 市は、歯と口腔の健康を通じて健幸づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。 (1) う蝕、歯周病予防、口腔機能の維持・向上等、歯科口腔保健に係る知識の普及啓発に関すること。 (2) 歯科健康診査及び歯科保健指導の推進に関すること。 (3) 歯科口腔保健の観点からの生活習慣病予防に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康を通じて健幸づくりを推進するために必要な施策に関すること。 (食を通じて健幸づくりを推進する施策) 第13条 市は、食を通じて健幸づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。 (1) 生活習慣病予防等のための食に関する知識の普及啓発に関すること。 (2) 食生活改善及び食育の推進に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、食を通じて健幸づくりを推進するために必要な施策に関すること。 (運動を通じて健幸づくりを推進する施策) 第14条 市は、運動を通じて健幸づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。 (1) 生活習慣病予防等のための運動に関する知識の普及啓発に関すること。 (2) 運動が継続してできる環境づくりに関すること。 (3) 前3号に掲げるもののほか、運動を通じて健幸づくりを推進するために必要な施策に関すること。 (こころの健康を通じて健幸づくりを推進する施策) 第15条 市は、こころの健康を通じて健幸づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。 (1) こころの健康の保持増進に係る情報の提供及び普及啓発に関すること。 (2) こころの健康に係る相談及び支援に関すること。 (3) 前3号に掲げるもののほか、こころの健康を通じて健幸づくりを推進するために必要な施策に関すること。	(1) 生活習慣病予防等のための知識の普及啓発に関すること。 (2) 健康診査、がん検診等及び保健指導の推進に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、からだの健康から健幸づくりを推進するために必要な施策に関すること。 (歯と口腔の健康から健幸づくりを推進する施策) 第12条 市は、歯と口腔の健康から健幸づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。 (1) う蝕、歯周病予防及び口腔機能の維持向上等、歯科口腔保健に係る知識の普及啓発に関すること。 (2) 歯科健康診査及び歯科保健指導の推進に関すること。 (3) 歯科口腔保健の観点からの生活習慣病予防に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康から健幸づくりを推進するために必要な施策に関すること。 (食を通じて健幸づくりを推進する施策) 第13条 市は、食を通じて健幸づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。 (1) 生活習慣病予防等のための食に関する知識の普及啓発に関すること。 (2) 食を通じた健幸づくりの推進体制に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、食を通じて健幸づくりを推進するために必要な施策に関すること。 (運動により健幸づくりを推進する施策) 第14条 市は、運動により健幸づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。 (1) 生活習慣病予防等のための運動に関する知識の普及啓発に関すること。 (2) 運動による健幸づくりの推進体制に関すること。 (3) 運動が継続してできる環境づくりに関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、運動により健幸づくりを推進するために必要な施策に関すること。 (こころの健幸づくりを推進する施策) 第15条 市は、こころの健幸づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。 (1) こころの健康の保持増進に係る情報の提供及び普及啓発に関すること。 (2) こころの健康に係る相談及び支援の推進に関すること。 (3) こころの健幸づくりを支える体制に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、こころの健幸づくりを推進するために必要な施策に関すること。

新	旧
(<u>健幸づくりを社会全体で推進する施策</u>) 第16条 市は、<u>健幸づくりを社会全体で推進</u>するため、次に掲げる施策を実施するものとします。 (1) 協働による健幸づくりの推進に関すること。 (2) 人との絆を感じる居場所づくり<u>及び生きがい</u>につながる地域活動の推進に関すること。 (3) 市民の<u>多様な個性</u>を尊重し、誰もが社会参加できる環境整備に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>健幸づくりを社会全体で推進</u>するために必要な施策に関すること。 (計画の策定) 第17条 市は、健康増進法(平成14年法律第67号)第8条第2項の規定により、岩倉市健康増進計画(以下「健康増進計画」という。)を定めるものとします。 2 健康増進計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。 (1) 健康増進に関する基本方針及び目標 (2) 前号に掲げるもののほか、健康増進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 3 <u>市</u>は、健康増進計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければなりません。 4 前2項の規定は、計画の変更について準用します。 (健幸づくり推進委員会) 第18条 <u>市は、この条例に基づく健幸づくりを推進する施策を行うときは、あらかじめ岩倉市健幸づくり推進委員会条例(平成31年岩倉市条例第1号)に基づき設置される岩倉市健幸づくり推進委員会に意見を聴くものとします。</u> 第3章 雑則 (委任) 第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。 附 則 この条例は、令和2年4月1日から施行します。	(<u>社会全体で健幸づくりを推進する施策</u>) 第16条 市は、<u>社会全体で健幸づくりを推進</u>するため、次に掲げる施策を実施するものとします。 (1) <u>文化、スポーツ活動を行う市民活動団体等との協働</u>による健幸づくりの推進に関すること。 (2) 人との絆を感じる居場所づくり<u>や生きがい及び役立ち感</u>につながる地域活動の推進に関すること。 (3) 市民の個性を尊重し、誰もが社会参加できる環境整備に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>社会全体で健幸づくりを推進</u>するために必要な施策に関すること。 (計画の策定) 第17条 市は、健康増進法(平成14年法律第67号)第8条第2項の規定により、岩倉市健康増進計画(以下「健康増進計画」という。)を定めるものとします。 2 健康増進計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。 (1) 健康増進に関する基本方針及び目標 (2) 前号に掲げるもののほか、健康増進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 3 <u>市長</u>は、健康増進計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければなりません。 4 前2項の規定は、計画の変更について準用します。 (健幸づくり推進委員会) 第18条 この条例に基づく健幸づくりを推進する施策を行うときは、あらかじめ岩倉市健幸づくり推進委員会条例(平成31年岩倉市条例第1号)に基づき設置される岩倉市健幸づくり推進委員会に意見を聴くものとします。 第3章 雑則 (委任) 第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。 附 則 この条例は、令和2年4月1日から施行します。